

令和5年度安全共済会

子ども会安全共済会にご加入の皆さん！

安全共済会の補償内容が変更されます。



1, 交通事故

交通事故によるケガも医療共済金の支払対象になりました。

健康保険を適用して治療した場合に限ります

○…支払対象 X…支払い対象外

	現行	→	改正後
死亡共済金	○	→	○
後遺障害共済金	○	→	○
医療共済金	X	→	○(※)

※健康保険を適用して治療した場合に限ります。

2, 成長痛

支払対象の成長痛が増えました！

テニス肘、シーバー病、オスグッド病など、成長痛は全て対象外でしたが、**オスグッド病以外は対象**となります。

(なお、野球肘、疲労骨折は対象外)

3, 感染症(感染症法に基づくもの)

支払対象からはずれました。
ただし、食中毒は支払対象
(子ども会活動中に感染したものに限る)

子ども会活動中に感染したことを特定することが困難なため、支払対象からはずれました。

(なお、制度発足後支払った例はございません。)

支払い対象外となる主な感染症

- ・インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症 等

※詳細は厚生労働省のホームページから参照ください。

○賠償責任保険の補償拡大

施設賠償責任保険財物損壊の免責金額が1,000円から0円になりました。
提供した商品・飲食物などに起因する食中毒も補償対象になりました。

事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT（危険予知トレーニング）と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。



公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル
TEL 03-5319-1741 (代) FAX 03-5319-1744
URL <http://www.kodomo-kai.or.jp>
E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp



R503zkr-ak